

## 第2部

# サービス利用者等

# 1 自立支援サービス利用者

## (1) 障害程度区分認定者

障害者自立支援法の障害程度区分は、18歳以上が区分1～6、18歳未満が区分1～3と なっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者 福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、 区分A～Cとなっています。平成23年6月現在、18歳以上の障害程度区分認定者は1,003 人、区分A～Cは355人、18歳未満の障害程度区分認定者は152人、合計1,510人です （図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の7%に届きません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害程度区分でなければ受けら れません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害程度区分一次 判定を受けなければなりません。

図2-1 障害程度区分認定者数の推移

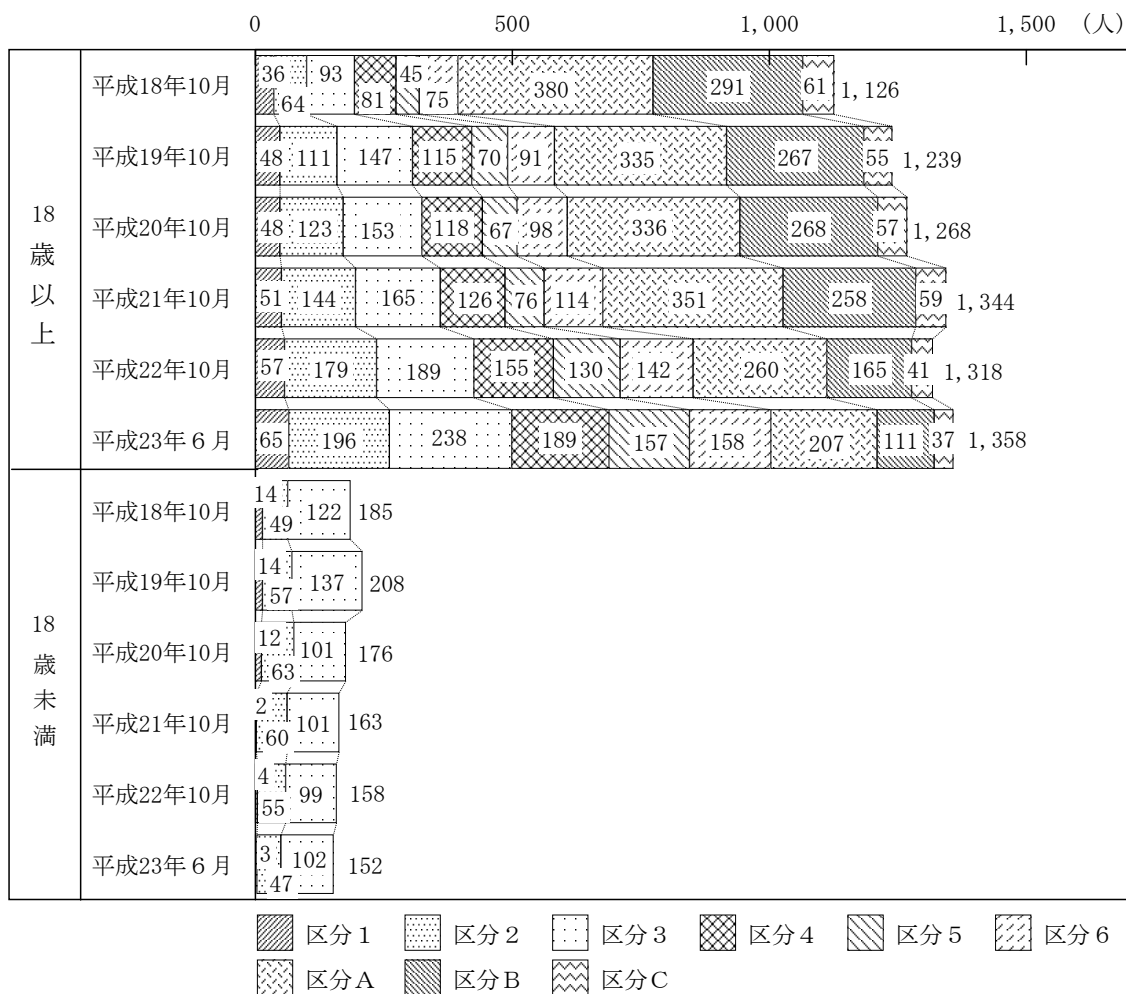


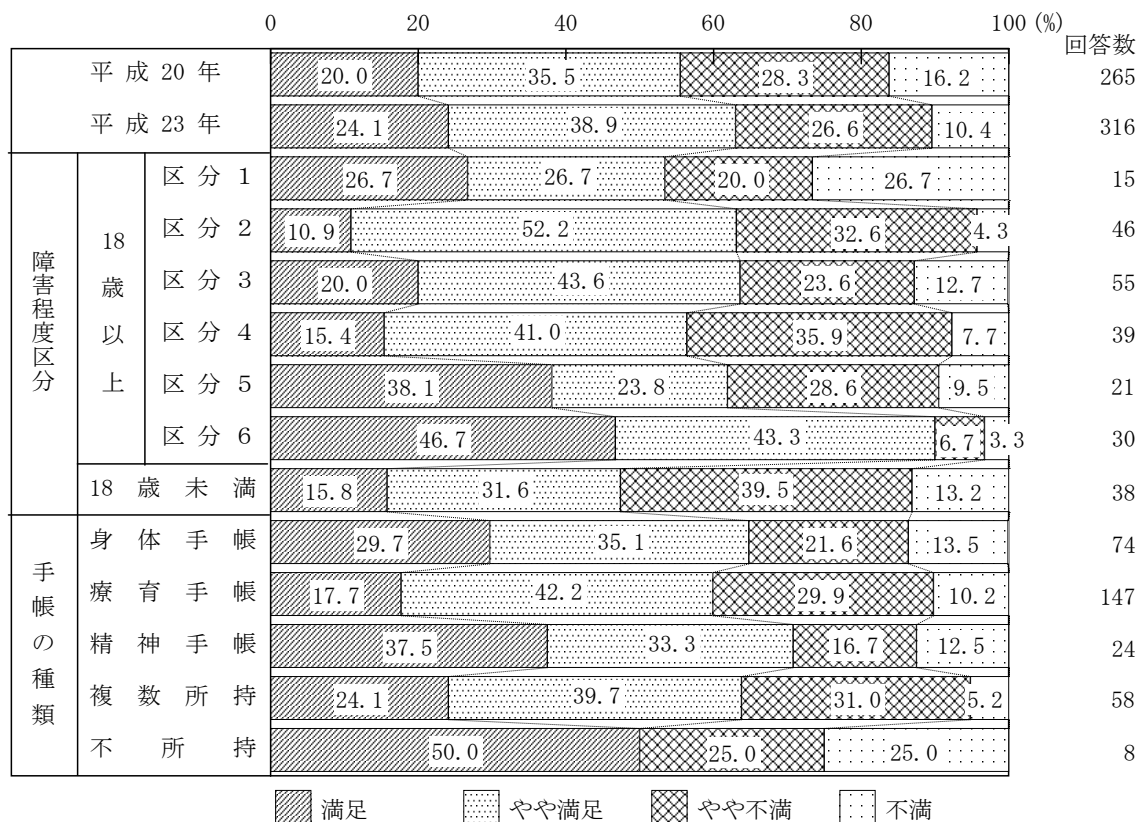
表 2-1 障害程度区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に調査項目あり）	ケアホーム	区分2以上
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

(2) 障害程度区分調査方法の満足度

平成23年6月に行った自立支援サービス利用者調査結果では、障害程度区分調査の方法に満足しているのは63.0%（「満足」（24.1%）＋「やや満足」（38.9%））、不満は37.0%（「やや不満」（26.6%）＋「不満」（10.4%））です。

図 2-2 障害程度区分調査方法の満足度（障害程度区分認定者）



(注) 1 無回答を除いて計算した。

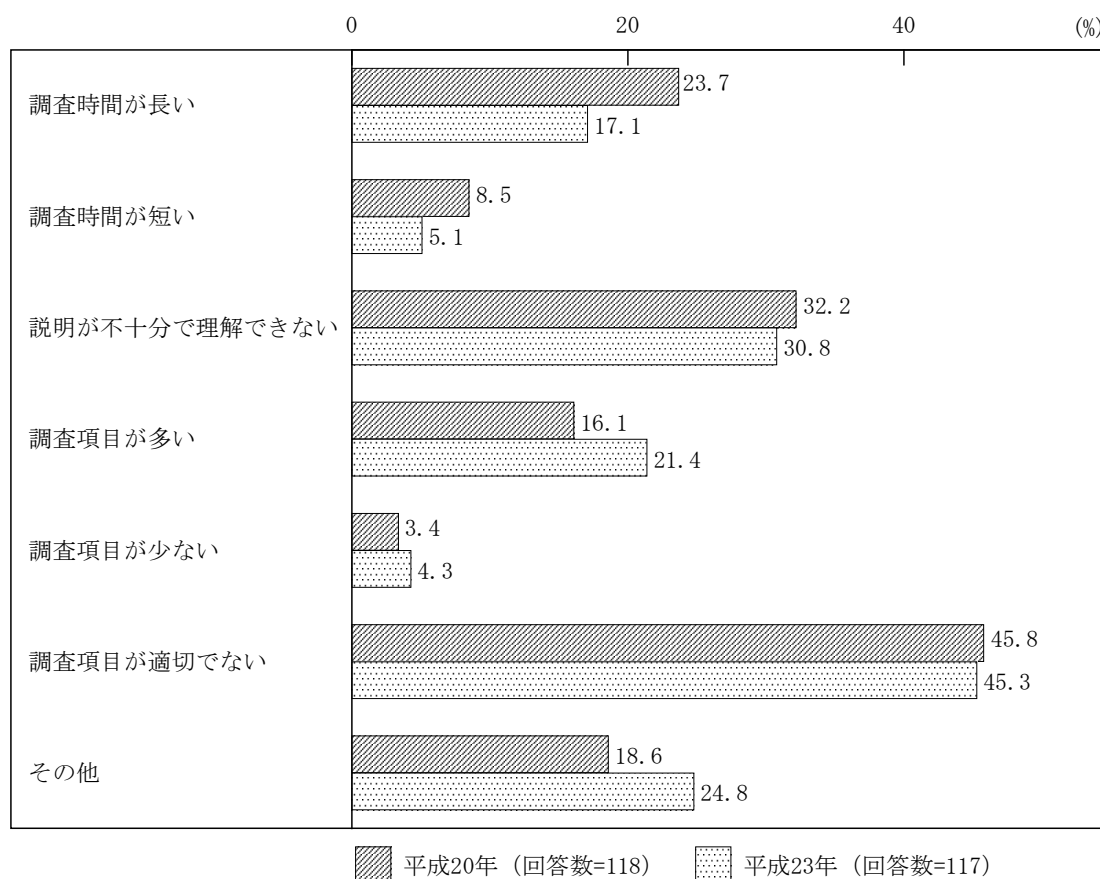
2 手帳の種類欄の「複数所持」とは障害者手帳を2種類以上持っている人をいい、「不所持」とは障害者手帳を持っていない人をいう（以下同じ）。

(3) 障害程度区分の調査が不満の理由

障害程度区分調査方法について「やや不満」「不満」と回答した人に、不満の理由をたずねた結果が図2-3です。平成20年9月に行った調査と同様に、「調査項目が適切でない」(45.3%)、「説明が不十分で理解できない」(30.8%)などが高い率を示しています。

障害程度区分の調査が不満な人の「その他」の理由として、「調査員によって結果が違う」「知的障害の場合、状態がよくなることのないのに、区分判定が低くなった」「指定日時に本人を連れて行くのがむずかしい」「区分の基準が不明」「調査員の理解不足」などの記述がありました。

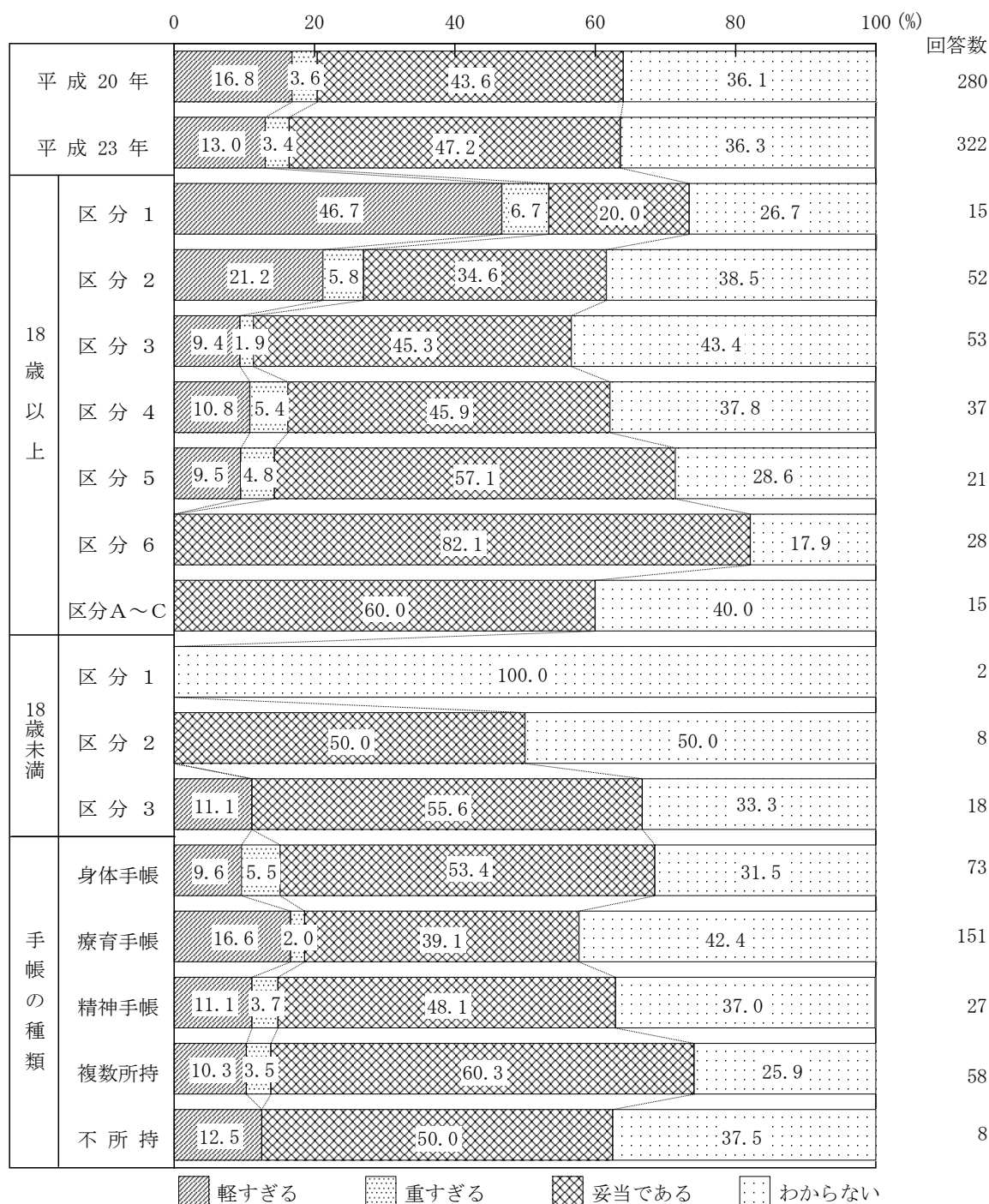
図2-3 障害程度区分の調査が不満の理由（障害程度区分認定者・複数回答）



(4) 障害程度区分認定に対する自己判定

自分の障害程度区分について、「軽すぎる」が13.0%、「重すぎる」が3.4%となっており、「妥当である」は47.2%、「わからない」と答えた人が36.3%もいます。「軽すぎる」は、障害程度区分の18歳以上の区分1・2、手帳の種類別の療育手帳所持者が高くなっています。

図2-4 障害程度区分の自己判定（障害程度区分認定者）

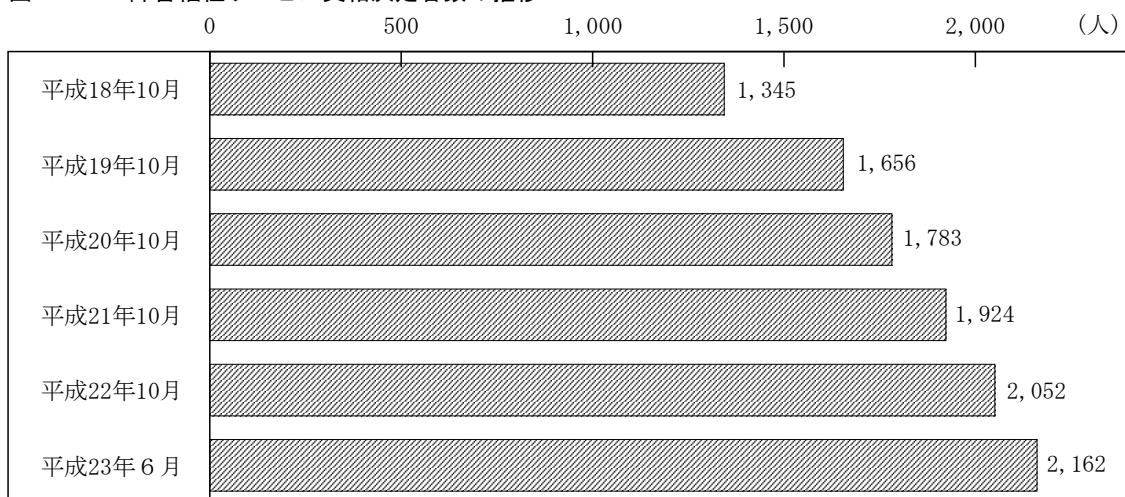


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図2-5は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

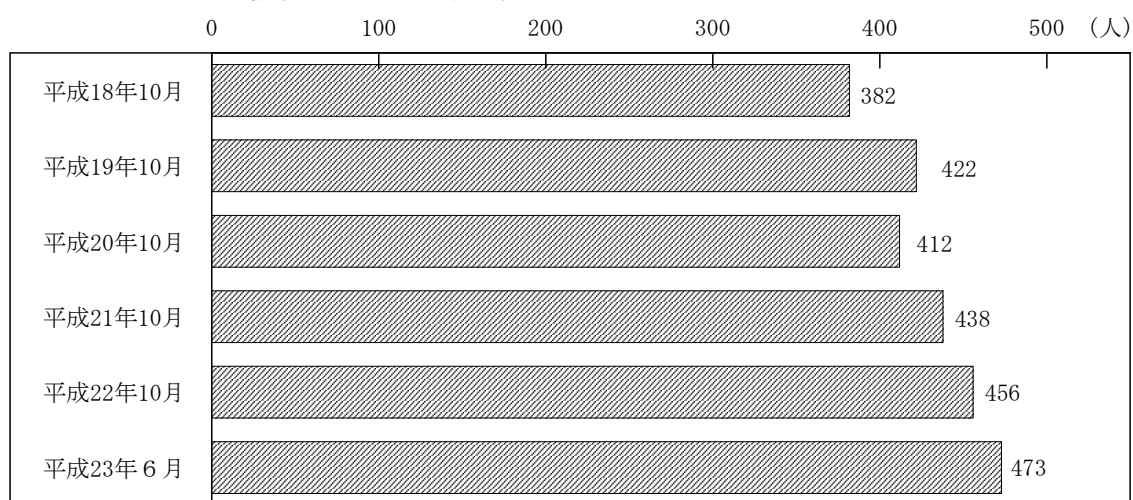
図2-5 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(6) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-6は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2割強となっています。

図2-6 地域生活支援事業利用決定者数の推移



## 2 自立支援サービス利用者の属性

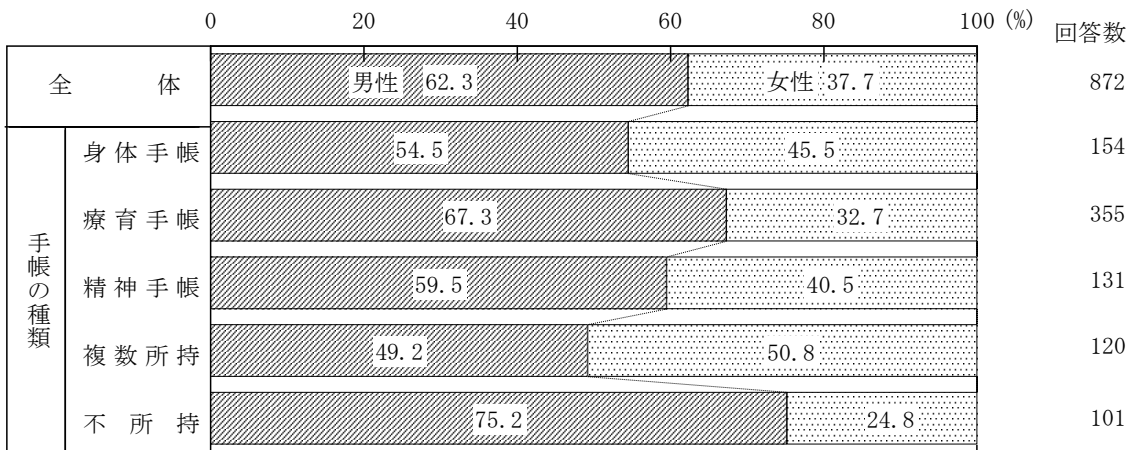
ここでは、平成23年6月に行った自立支援サービス利用者調査結果から、その属性等を把握します。

### (1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に療育手帳所持者と障害者手帳を持っていない人は男性が女性の2倍以上高くなっています（図2-7）。

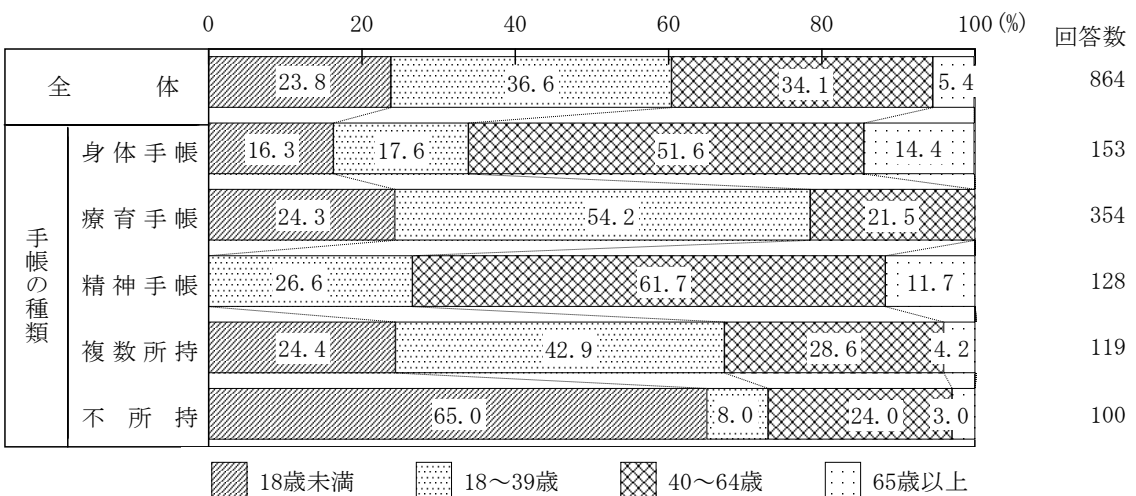
年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害者手帳を持っていない人、40歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者です（図2-8）。

図2-7 性別



(注) 無回答を除いて計算した。

図2-8 年齢別



(注) 無回答を除いて計算した。

(2) 家族の平均人数

家族の平均人数は、平成22年国勢調査の全国平均2.42人、富山市平均2.58人と比較すると、療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害者手帳を持っていない人が非常に多くなっています(図2-9)。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも30%前後あるのに、療育手帳所持者が5.1%、手帳の複数所持者が7.7%となっており、これらの人達の多くは家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます(図2-10)。

図2-9 家族の平均人数

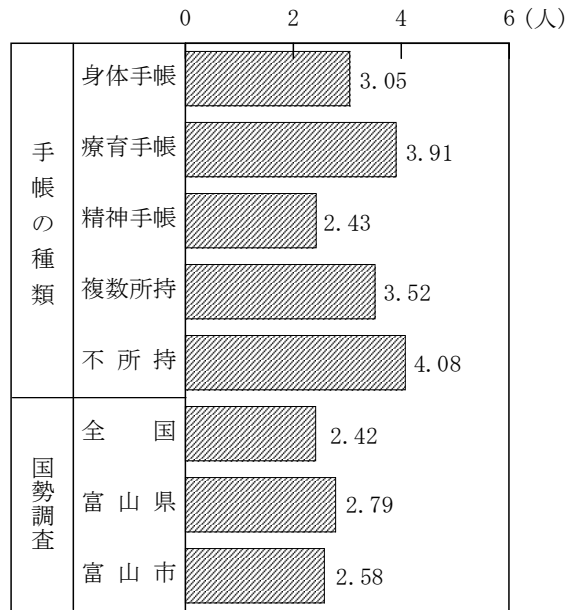
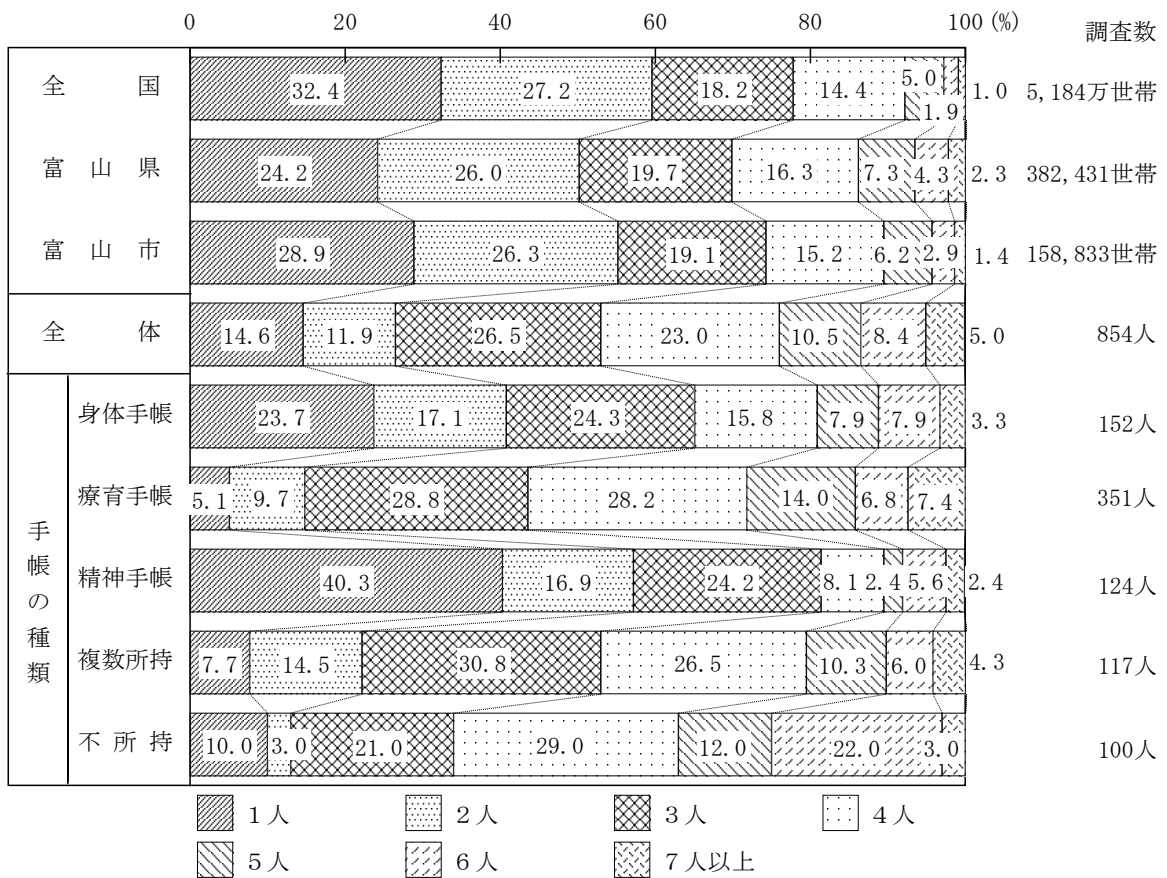


図2-10 家族の人数



(注) 無回答を除いて計算した。

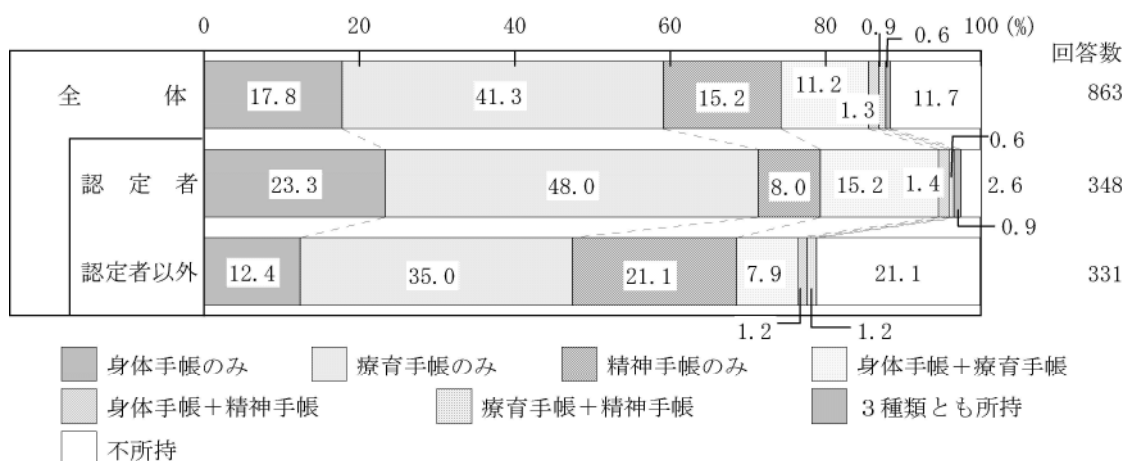
資料：「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」(平成22年)



### (3) 障害者手帳

障害程度区分認定者が所持している障害者手帳は、療育手帳のみが48.0%、身体障害者手帳のみが23.3%、身体障害者手帳と療育手帳の複数所持が15.2%、精神障害者保健福祉手帳のみが8.0%などとなっており、3種類とも所持していると答えた人が0.9%（3人）います。障害程度区分認定を受けていない人は、障害程度区分認定者より精神障害者保健福祉手帳所持者および障害者手帳を持っていない人の比率が高くなっています。

図2-11 所持している障害者手帳の種類

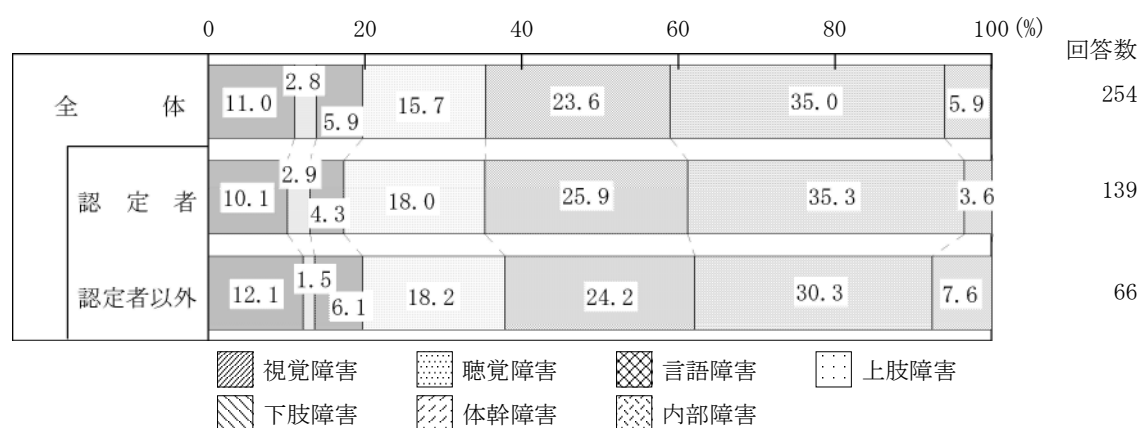


(注) 無回答を除いて計算した。

### (4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類

身体障害者手帳所持者の障害の種類は、「体幹障害」（35.0%）、「下肢障害」（23.6%）および「上肢障害」（15.7%）を合計した肢体不自由が74.3%を占めています。内部障害は身体障害者手帳所持者全体の32%を占めていますが、回答者の比率は低くなっています。

図2-12 身体障害者手帳所持者の障害の種類

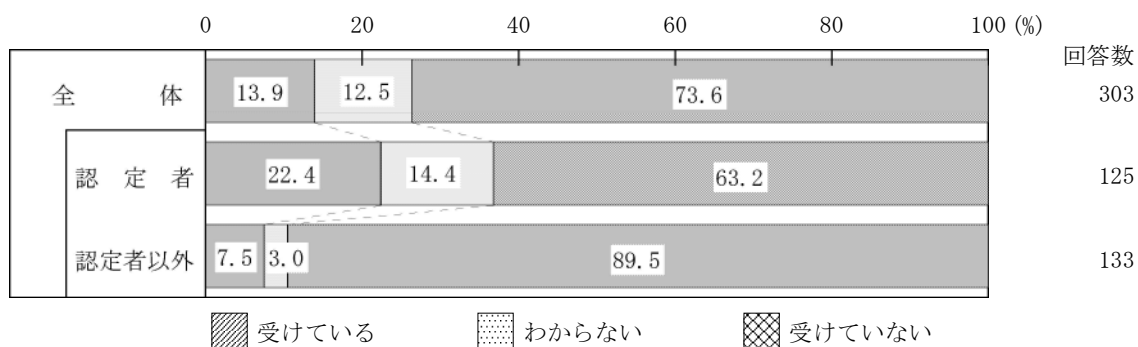


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 要介護認定

40歳以上の調査対象者に介護保険の要介護認定を受けているかたずねたところ、13.9%が要介護認定を受けていると答えています。要介護認定率は、障害程度区分認定者が高くなっています。

図2-13 要支援・要介護認定者（40歳以上）

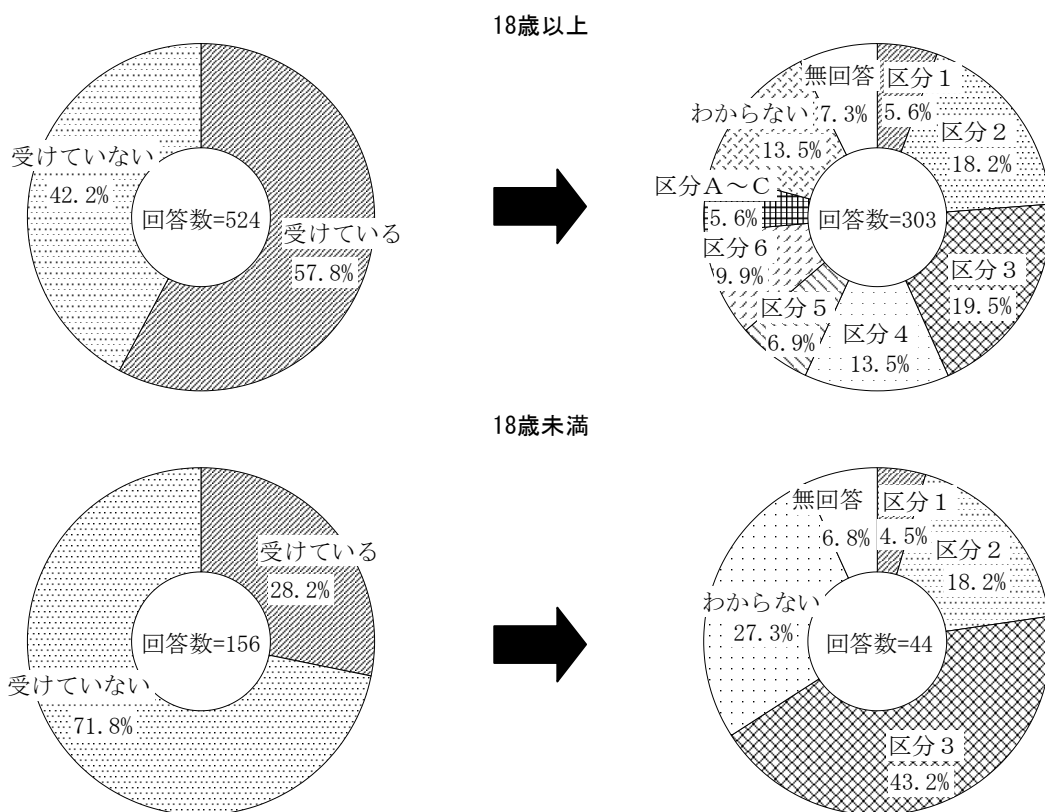


(注) 無回答を除いて計算した。

(6) 障害程度区分

障害程度区分を「受けている」のは、18歳以上が57.8%、18歳未満が28.2%です。

図2-14 障害程度区分

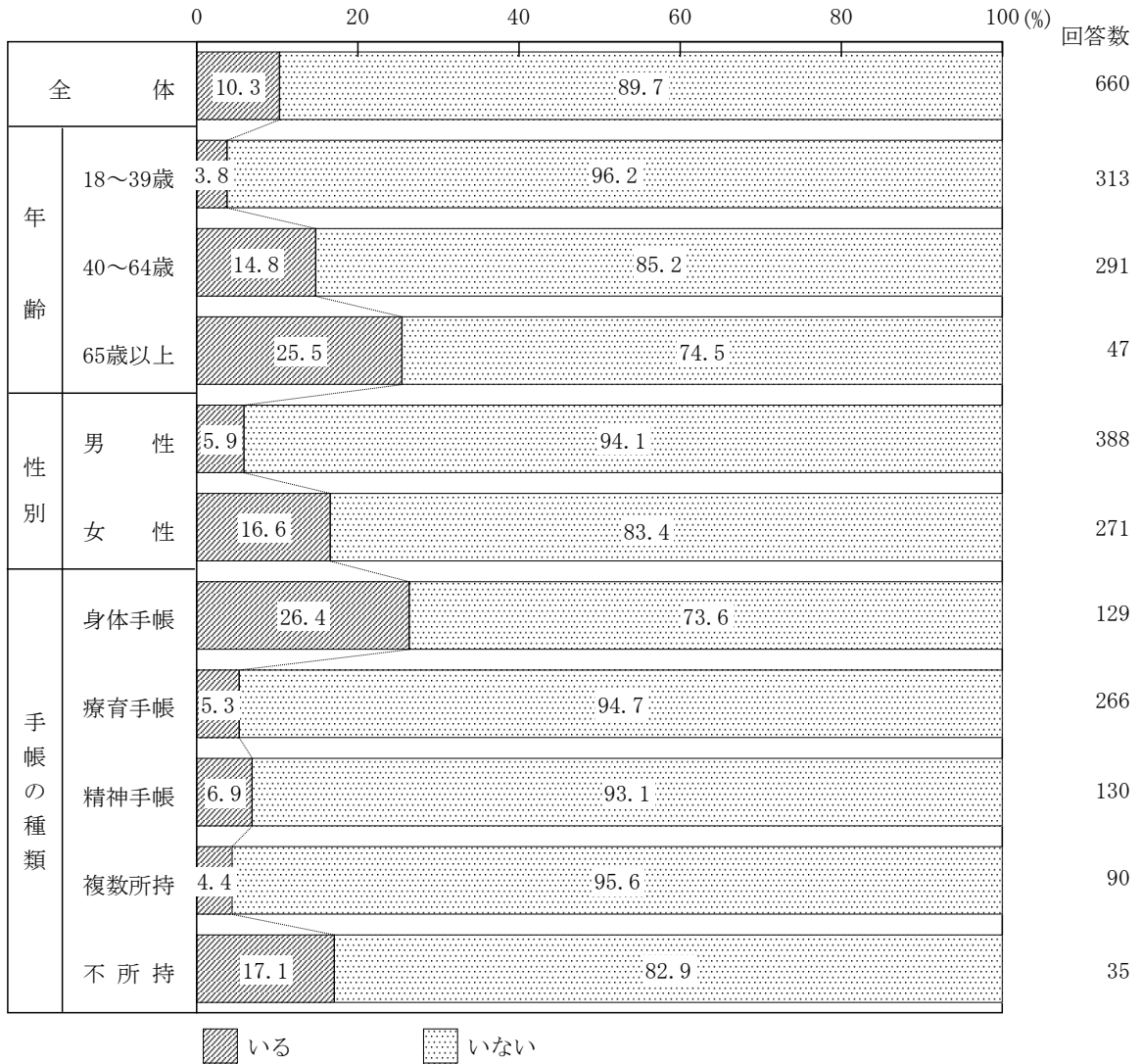


(注) 無回答を除いて計算した。

(7) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は10.3%です。年齢別では高年齢層ほど、性別では女性の「いる」率が高くなっています。手帳の種類別にみると、「いる」率は身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-15 配偶者の有無（18歳以上）



(注) 無回答を除いて計算した。

### 3 障害者手帳所持者

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の方が72.5%を占めています（図2-16）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成23年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は19,878人であり、そのうち53.4%を肢体不自由が占めています（図2-17）。

図2-18により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-16 年齢別身体障害者手帳所持者数

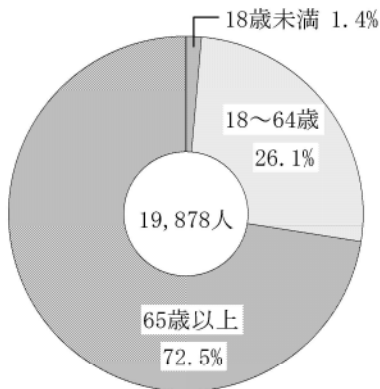
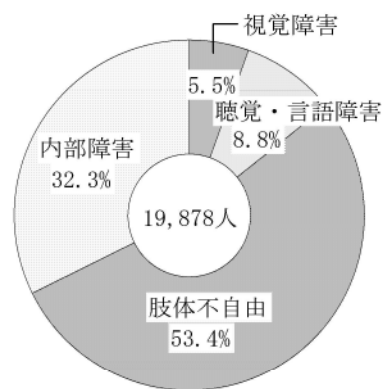


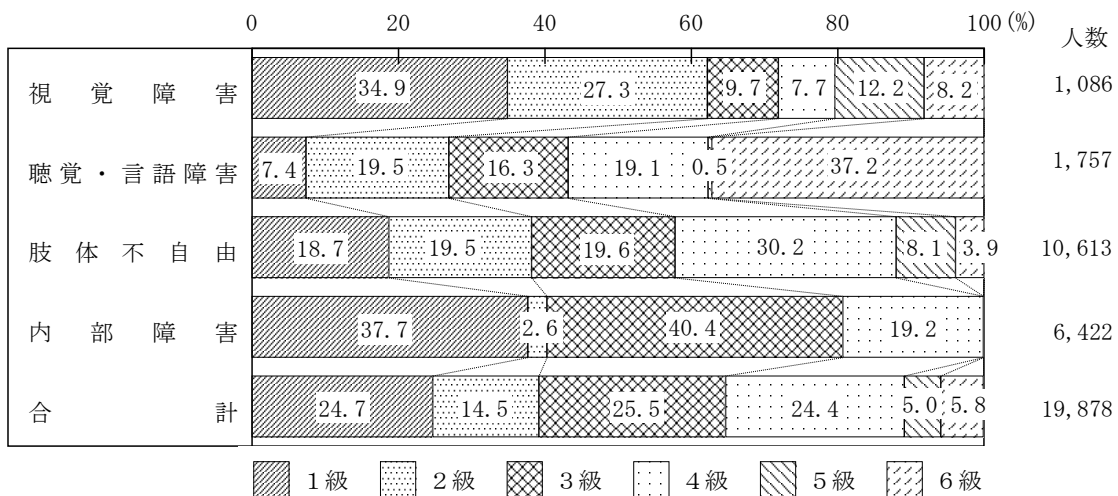
図2-17 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成23年3月末日現在

(注) 平成23年3月末日現在

図2-18 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



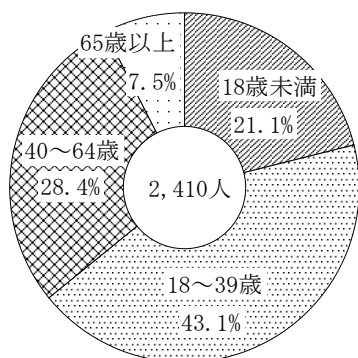
(注) 平成23年3月末日現在

## (2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の43.1%が最も高く、次いで40～64歳の28.4%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます（図2-19）。

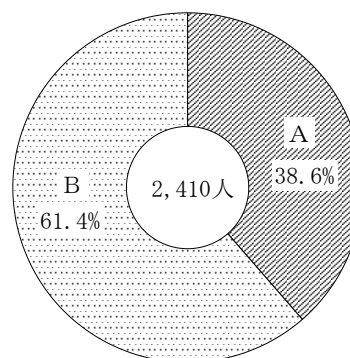
障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が38.6%、B（その他）が61.4%となっています（図2-20）。

図2-19 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在

図2-20 障害の程度別療育手帳所持者数

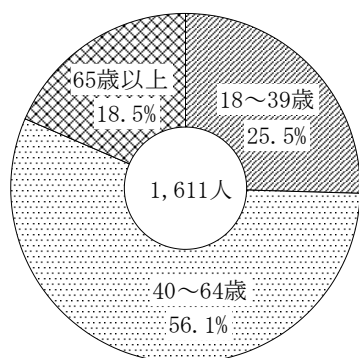


(注) 平成23年3月末現在

## (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

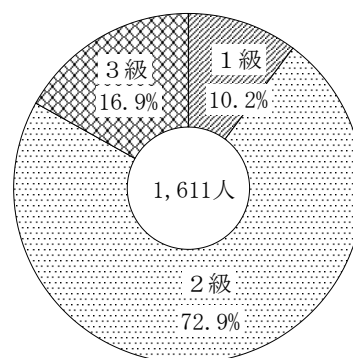
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日から始まり、平成23年3月末日現在の手帳所持者数は1,611人です。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-21 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在

図2-22 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在